

○防災協力事業者登録制度実施要綱

平成18年3月10日告示第31—2号

改正

平成20年9月12日告示第283号

平成21年3月27日告示第81号

平成30年5月30日告示第213号

令和8年4月22日告示第279号

防災協力事業者登録制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地震・風水害等の異常な自然現象下で起きた災害、又はその恐れがある場合の災害応急対策の実施に関し、自発的かつ迅速・的確に協力する意思を持つ事業者を募集、登録し、必要に応じ事業者に協力を要請することを目的とする。

(災害応急対策協力の範囲)

第2条 災害応急対策協力とは、主に自然災害等の発生により、市民の生命財産に対し危機的状況が起きている場合、又は市民生活に著しい障害を与えている場合において、松阪市のみでは十分な応急復旧を実施することができない場合において、協力を要請することができるものとする。

(募集及び登録方法)

第3条 自発的かつ迅速・的確に協力する意思を持つ事業者の内、次の要件を満たす事業者を災害応急対策協力事業者（以下「防災協力者」という。）として登録する。

- (1) 松阪市競争入札参加有資格者名簿に登録されていること。
- (2) 土木一式、水道施設、建築一式、電気、管のいずれかで、総合評定値があり、又は測量、建築士事務所、建設コンサルタント、補償コンサルタント、地質調査（以下、「工事委託」という。）のいずれかの登録業者であること。
- (3) 松阪市及び松阪市上下水道部（以下、松阪市という。）から協力要請を受けた後、1時間以内に必要な人員（原則として、登録工種が土木一式の場合は5名以上、その他の場合は3名以上）を参集できること。
- (4) 登録工種が土木一式、水道施設の場合はダンプカー及びバックホウ（又はブルドーザー）を常備している（又は1時間以内に手配可能な）こと。
- (5) 登録工種が建築一式、電気、管の場合は、必要な資機材等を常備している（又は1時間以内に手配可能な）こと。
- (6) 登録業種が工事委託の場合は、災害応急調査及び設計業務に必要な資機材等を常備していること。
- (7) 市内業者であること。

2 前項の条件を満たさない事業者でも、過去の協力実績により事業担当課から推薦を受けた場合には登録できるものとする。

3 募集告知は、市ホームページに掲載し、行うものとする。なお、募集受付は毎年

一定の期間に限り行うものとする。

4 登録有効期間は4年間とし、以降は更新申請により行うものとする。

5 登録審査は入札及び契約審査会で行い、承認された事業者には、登録済証を発行するものとする。契約監理課は、防災協力者名簿を作成し、市ホームページに当該名簿を掲載するとともに、登録情報の詳細をデータベース化し、庁内すべての部局で常時利用できるものとする。

(防災協力者の役割)

第4条 防災協力者の役割は、次のとおりとする。

- (1) 待機・出動協力要請に対する積極的な対応
- (2) 松阪市が主催する訓練等への積極的な参加
- (3) 災害等により、緊急対応が必要と思われる箇所を発見した場合の通報

2 前項第1号で防災協力者に協力要請する応急対策業務等（以下「業務等」という。）は次のとおりとする。

- (1) 住居等の建築物の崩壊等に伴う人命救助のための障害物の除去作業
- (2) 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去作業
- (3) 松阪市の水防活動と連携した河川の水害防御のための応急措置作業
- (4) 松阪市が管理する建築物、道路、河川等の施設（以下「公共施設」という。）の機能の確保等、緊急を要する公共施設の応急復旧作業
- (5) 緊急を要する建設資機材等の調達及び輸送
- (6) 住民の生活安全確保等のための緊急を要する技術者の派遣
- (7) 公共施設の被災状況調査（目視点検、写真撮影、概略図作成等）
- (8) 公共施設の被害応急対策及び災害復旧のための測量及び設計
- (9) その他市長が必要と認める緊急応急作業

(完了の報告)

第5条 防災協力者は、市長より要請された業務等を完了した場合は、市長に対して文書により次の事項について報告するものとする。ただし、文書をもって報告する暇がないときは、口頭で報告し、その後、速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 業務等に従事した施工業者名及び人員数、車種、台数等の支援に係る建設資機材等の内訳
- (2) 業務等の内容、期間及び場所
- (3) その他必要事項

(費用負担)

第6条 市長の要請により、防災協力者が業務等の遂行に要した費用は、松阪市が負担するものとする。

2 経費の算出方法については、災害発生時の直前における当該地域における適正価格を基準として、相互に協議して定めるものとする。

(経費の請求)

第7条 防災協力者は、業務等完了後、当該作業に要した実費を市長に請求するものとする。

2 市長は前項の請求があったときは、内容を精査確認し、速やかにその費用を支払うものとする。

(その他)

第8条 防災協力者が3回連続して出動非協力の場合は、登録を抹消することができるものとする。

2 防災協力者が登録抹消を希望する場合、又は登録内容に変更が生じた場合は、書面にて報告するものとする。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日より施行する。

附 則 (平成20年9月12日告示第283号)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則 (平成21年3月27日告示第81号)

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年5月30日告示第213号)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則 (平成8年4月22日告示第279号)

この告示は、令和8年7月1日から施行する。